中外新聞

合本 巻三

イ8
63
3上

イ8
63
3

不許翻刻

慶應四年閏四月第三板

中外新聞

巻三

第十四号より
第廿号まで

開物社印

中外新聞第十四号

慶應四年四月十九日

鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍いたし朝敵□□硬命の族のみ誅鋤遊されハ
叡慮の処當人悔悟謹慎いたし付てハ従来の行状雖不可赦生
民塗炭の艱苦不被為忍罪魁すら猶死一等を被宥ハ上を帰
郷の輩も勿論既往を不咎才能及び有志の者ハ抜擢億兆
愛撫の意四海に　被表示の　思召にて徳川譜代陪臣小吏
に至るまで凍餒の患無之様に扶助可被成下候に付疑懼を
不抱此　御意を奉戴し士農工商一切安堵営業可致候尚追

く　闕廷より徳教御宣布候へ共當分徳川祖宗の良法ハ其
侭変更無之候条勤　王一途心得違ひ有之間敷候且當国諸
事訴訟等も聊無忌諱當総督府まて可申出候其上至當公平
の裁判可有之もの也

辰四月

東海道鎮撫総督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へ被為　入候手軽の　御行
幸御道筋も至て穏ニて静ニ御座候
廿六日早天より天保山へ　御幸海岸防禦の様子　御叡覧
船軍の稽古も　天覧ニ相成候由ニて海中へ大筒打込候音
市中へ相響き申候
御幸までハ市中ニても色々悪説申觸候へ共万事鎮静の御
事ニて大ニ安堵仕候金相場も二百三四十匁まで引揚可申
とや申人気の処其儀なく下落いたし二百四匁より五匁位ニ
相成申候依之大坂表人気至て穏ニ御座候必御案じ被下間
敷候
来月五日頃　御発輦ニて南都へ　御越夫より　御帰京と
申事ニ御座候

三月廿八日

○歎願書

一城の儀ハ徳川家相續の者相定り候まて一時田安へ御預け被　仰付候様奉願候甚見越し候儀を申上奉恐入候へ共尾張家へ相續被　仰付候儀ハ　御免奉願度事

一軍艦銃砲ハ徳川家名御立被成下高并ニ領地相極り候上差上候様仕度事

右二ヶ條格別の寛典を以て　御差免相成候得御尽力の程奉願候ハ素より有罪の私共右様の件ゝ奉願候儀ハ　天朝の御怒ニ奉觸候も難計下ハ主人□□の趣意ニ背き候儀ニ候へ共此際ニ當り百年の生命の為ニ千載の汚名を捨置恨を含て命を奉し候得まてハ海陸両軍臣子節操相立不申候間私共一同の心中御賢察被成下幾重ニも相貫き候様御執成奉願度此段歎願仕候謹言

四月　日

海陸両軍一同

○

静寛院宮様　実成院様ハ田安御殿へ御移　天璋院様ハ一橋御殿へ御移御座候

上様ハ去る十一日水戸表へ　御発途相成候

十二日より口ゝ御門の御固め左の如し

竹橋　清水　田安　半蔵
右四ヶ所田安殿ニ預りにて往来通行是迄通り
外櫻田　西丸大手　神田橋
右口々官軍人數ニ固めあり外櫻田と神田橋とハ往来通
行なり
坂下　内櫻田　大手　平川　矢来　馬場先
和田倉　雉子橋　一橋
右口々〆切一切官軍番兵ニ差置候事

○横濱新聞訳文

四月七日到着の英船ニ託して長崎在留の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如し

此程長崎表の形勢甚穏ならず薩長土三藩互ニ不和を生し候や或ハ計略ニ候哉其境ハ相分からず候へ共市中諸方へ張札いたし一日ハ薩長の所置を誹謗し一日ハ長土の處置を非難し又次の日ハ薩土の悪行を書記しなど日々の事にて三藩の家臣共互ニ疑惑を生しいまだ戦争ニハ至り不申候へ共只今の様子にてハ何時事の起り候哉も難計甚心配いたし候

○信州路報告

此程相楽捴三といふ者并ニ外七人信州追分宿ニて梟首せられ外十餘人の者片鬢片眉剃落し追放ニ相成候右ハ捴三巨魁ニて無頼の悪徒を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ　総督府の命と偽り信州の村々を乱妨し良民を劫し金銀を貪り其悪事露顕せし故なりと承及申候云々

○箱館来状の写

此表ニてハ江戸の様子委敷相分らず甚心配仕候會津追討の儀仙臺へ　勅命候由とり〳〵の噂ニ御座候何故か仙臺隣国の諸侯仙臺城下へ追々使者差出し殊の外混雑の由ニ御座候

中外親閲江戸表ニて出来の由ニて九号まて手ニ入申候望人沢山有之候間幸便ニ差送可申上候

奉行衆を初め役々皆當所引拂の筈ニて魯西亜国蒸気船御雇ニ相成迎船として相廻り候処　勅使御下向の後場所御引渡申候上ニて一同引拂候筈ニ決定いたし候得共今暫出帆延引可仕候へ共不遠拝顔可相叶と相楽申候

四月二日

海軍局の社中ニて内外新報と号する新聞紙出板に

杉田玄端著述健全学中編二冊発兌を

柳河春三編輯西洋雑誌巻三出板を此後毎月一二冊つゝ出来すべし

○

偶成　作者不詳

四海今将帰一家、此時無用手空叉、不知心事對誰訴、且向春風數落花、

或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世、强論時事不勝嗟、豈如携着一瓢酒、日訪春園處々花

中外新聞第十五号　慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利にてフ.オ.アダムを日本在留全權公使の書記官に任ぜり

佛蘭西国帝ナポレオンハ喘息を煩ひ餘程の重症なり

同国の太子ハ巴勒を出立し北日耳曼に旅行を

北日耳曼とハ孛漏生同盟の諸国を云ふ

此程魯西亜の政府より令を下し波蘭国人の兵器を持つ事を禁し悉く其所有の兵器を取上けり但し税銀六ルーブルを

出して其支配より免許を得れバ兵器を買求むる事を得べ
しこれを所持する者は年々此税を出さしむ

ルーブルは銀銭の名にしてドルの七分五厘に通用す

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ポルタエンペリヤル港の周辺は力を極めて穿鑿をなし樹
林の價を精細に見定めたり千八百六十三年これを輸出つ
さる人々に賣り与ふる事を決せりブディク去フ氏の説に據れ
ばポルタエンペリヤル港の近辺の樹林は心を用ひて支配

されバ莫大の利益あるべしと云其林の樹木は擬樹、落葉松、
白樺、黄樺、黒樺、白楊、楡樹及び叢生の姿にて槲、楓、秦皮、楡樹、菩
提樹、榛、杉等なり其木の經たる年齢は不同にして八十歳よ
り二百廿歳までの間なり其中には甚大なる樹木少からず
十分強健にして圍三尺高さ七丈乃至八丈なる者屡これ有
りポルタエンペリヤル港の地形は船の入津荷積荷卸し等
をなすに悉く便利なる形を具へたり其湾はクレストスカ
ヤコンスタンディノスカヤ及び沙洲港此三港より成る且イ
ルディシ及びパラタと名くる二小港も亦これに屬す此小港
は先年二艘の船碇泊して冬を越したる所なり

ポルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方に在る林には黒竜江口に在る者と同じ樹木も雑生せり但し其冬時落葉する樹木ハ黒竜江口よりも多く且美麗なり此地方ハ尚混沌の称を与ふべし其故ハオロチヨニと名くる遊牧人種只四十族を栖ましむるのみなれバなり其人は犬と共に只漁と猟を以て生活す

混沌の原語は處女なり辞書に處女、山處女、林處女、野はいまだ開墾せざるを云と注せり又未だ戦に用ひざる劍を處女劍と云ひ天生純粋にして精錬を経ざる硫黄に處女硫黄の名有り推て其字義を知るべし

魯西亜人の黒竜江に到りし時までハ人口甚少くして只河辺并に商客往来の路傍に僅の住民ありしのみ方今に於て民人の最多き部は南方にしてサントルガ湾のクニチユニなり次は黒竜江口及び其津渡の處次はウスリの谷なりゴラド人爰に住む次ハ支那の植民其數少なれども此地方の海岸并に内部に散在す然れども此廣漠なる國土地面の積大凡二十七萬二千箇平方ウエルストなりて男女一萬人に満たず

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為に之を縷説するも急務に非るに似たり然るにシャノワン氏嚮に亞細

亜の地図を訳して刊行し今亦自ら此図を写し記録を添て新聞紙局に寄贈する者蓋し深意ありて寓するが如し試に之を猜するに魯西亜人の蝦夷地方に朶頤するや既に久し然るに近来亜墨利加の旧領地を活却し専ら支那朝鮮の北境を開拓して其志遠大なる事殆ど測可らん彼若し黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するに至らは日本の北部亦唇亡歯寒の患を免るべからん詩に云ずや兄弟鬩牆外禦其侮と今我国内穏静ならん動もすれば全国兵革の厄あらん若し国内変あらば万民其業を営み其生を保つに遑あらん況や辺境の事に於てをやされば日

本内地の争乱を彼の飽く事なき国人の流涎する所にして即ちミノワン氏の暗に憂ふる所なるべし居士の最深く嘆惜憂悶する所なり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家来の者被召出候書付を以て徳川□□朝敵の罪に依りて追討被仰付候は万各藩陪臣吏卒に至るまで方向を定め候様并に大号令の趣意相心得國力相應の人数差出し候様可仕旨被仰渡誠に以て驚愕畏縮の至に奉存候就ては速に奉勅從事可仕の処中朝よ

り郡縣の御制度被為在候へ共　皇国自然の体裁ハ封建世
禄ニ有之鎌倉覇府の時将軍家臣の名目を相立陪々臣
の分随て相定り時移り物換り慶長元和以来今日までの形
勢を成し居候儀ニて凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為
王臣者ハ一人も無之候へ共封国領邑其治内の士民各其主
其君ニ忠勤候得者則　朝廷へ服事の道ニ可有御座と奉存
候私儀□□家臣ニ候へバ一意ニ徳川家を翼奉し　朝廷へ
忠勤仕度素志ニ有之元来一途同路ニて更ニ方を異ニし向
を二ニ致べき所無之追々□□恭順の效相立候得者　寛典
の御處置只管歎願哀訴仕度心底ニ御座候又人数差出候儀

ハ外　御用筋ニ候得者何程ニても出精相勤可申候へ共徳川
征討ニ付ての　御沙汰ニてハ下恐臣子を以て君父を撃の
訳ニ有之人の大倫天地の大經是ニ於て乎相悖り昔時源義
朝　勅命不得止とハ申ながら父為義を撃候も同様の筋義
朝の逆名千載難遁　勅命ニかうせられ候ても亦三綱相欠
法度の　御失体ハ終古難被為免實ニ私一身の進退難渋の
みニ無御座　朝廷の御為ニ深く御惜み申上何分奉　勅従
事難仕候陪隷微臣の身を以て直諫仕候儀餘り恐入敢て言
上仕兼候へ共臣子の身進退難渋仕候段幾重ニも性情の忍
ひ兼候処ニ御座候何卒　御憫察　御宥恕の儀奉願上候右

願の趣意 御採用被下置候へば獨私一家の幸福而已無之世道人心を千歳の下ニ維持仕今日 朝廷の御闕失あるも聊奉補候儀ニ付冥加至極難有仕合奉存候乍去頑愚固陋遂ニ逆鱗を奉犯候次第其罪萬死難遁 闕下ニ拝伏し斧鉞の誅謹で可奉待旨申付以重臣此段哀痛奉懇願候誠恐誠惶頓首謹言

慶應四戊辰年二月

中外新聞第十六号　慶應四年四月廿三日

四月十五日　上様御道中御滞なく水戸表へ　御着弘文亭へ被為入候趣彼地より申来る

東久世殿并肥前侯横濱へ来着の由同所より報告なり徴士寺島陶藏并関齋右エ门等も来りし由

十六日頃結城小山の辺ニ戦争ありし由ニて種々の報告あり十八日十九日江戸在留の官軍追々野州へ発向を其詳なる事ハ未相分らず

○夫婦同寝多少の限なる話　唐通居士　訳

原本西洋情史の一章を抄出す

一夫にして數婦を娶るは天理に背き家道にも害なりとて西洋にては古よりこれを戒るを善き教とせりされど動もすれバ此戒を犯す者多かりけれバ古来賢人これを憂へ種々の教を立て竟にハ夫婦同寝の數をさへ定むるに至れり○モセスといふ人ハ古の大賢者と仰がるる程の人なれ共其教ハ時の習にしたがひて立られし故にや強ちに妾を置く事を禁ぜられずされバ出埃及記の廿二章にさへ妾を置く

共本妻の衣食及び同寝の數も之を減すべからずと説これより其他モセスの掟の中に学問の為なれバ三十日まではハ妻に遠ざかるも苦しからず職業の為なれバ七日を限とす壮年にして職業に差支なければ毎夜同寝するも妨なし假令差支あるも七日の間に両度を欠くべからず但し駱駝牽ハ三十日の間に一度船頭ハ六ケ月に一度を少きの限とす又妻若し夫の同寝をいなまバ其夫七日目毎に妻の資財を取上げ資財尽るに至らバ離縁状を遣すべしとあり○其後ラビン人少しく此掟を改め学問の為なれバ二三年の間も妻に遠ざかるも苦しからず然れども可成丈七日の間に

両度づゝは同寝する様に心掛くべしと云へり○希臘国の
ソロンと云人も亦古の大賢なりしがアテ子の法令を定め
し時に毎月必ず本妻と同寝すべしと書載せたり○回ゝ教
の国にて後世なれども猶此風俗残り妻と同寝するを夫の勤と
し妻より之を催促する事宛も債をはたるに異ならず是は
其国にて七日毎に一度づゝ同寝を欠くべからず若之を欠く
時は妻これを裁判所に訴へ離縁状を求むるの権なりとすべし
といふ掟なるに依てなるべし○以上諸賢人の教は小異同
ありと雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒
むるのみにていまだ嘗て其數の過るを戒めたりしに其後

數百年を經て初めて其一例を得しは殊に驚くべき事ぞや
いまん所を今の是班牙国の地に中古の世アラゴンと云ひ
し国なり其国の何とやら云ひし女王在世の時なりしがカタ
ロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多きを訴へ祭日と
雖も十度より少き事ならずと歎きたれば女王之を憐み
玉ひ速に其夫を召して痛く呵責し今より後一日六度に過
ぐ可らずと戒め玉ひ且後世の掟なれバとて此事を普く国
中に布告し玉ひたり後来好事の輩此等の話を傳へてソロ
ンが一月に一度と定めしを少きの限としカタロニーの民
婦が一日に六度を請合ひしを多きの限とする事となりぬ

尚記事長けれバ他日續きて訳出すべし

○暮春書感　　作者不詳

三百年来覇気雄、豈知時運轉西東、如今命脈君看取、只在西郎方寸中　郎一作郷

失題

何事諸公争桂冠、鵠鶴無復一枝安、朝々溅盡孤臣涙、満地落花風雨寒、

○京師ゟ觸書二通

紀伊中納言
有馬中務大輔
奥平大膳大夫
小笠原豊千代丸
溝口誠之進
伊達伊与守

大総督不日着ニ付入城ニも可相成付てハ関東ゟ取締尚奥羽等速ニ平定ニ至り候様指揮可有之候ニ付早々出発東向被　仰付候事

但着府の上直様大総督へ可届出候滞陣中ハ不及申途中等揔て厳粛ニ致し不覚悟無之様可心得事

今般已ニ　御親征　御出輦被遊海軍　御覧の上関東時機ニ依り直様輦輿を東山道へ可被為向　思召ニ候右ハ先般

處々に於て賊臣　官軍を抗し尽く撃破に及ぶと雖も未ざ
餘黨彼是屯在致居候哉に付萬民艱苦の程被
歎思召候條大総督指揮の上速に遂忠戦四海平定奉安
宸襟　候沙汰の事

三月

○京都ゟ觸書二通の写

銅銭の儀當時各国相場ゟ斟酌の上自今一文を以て鐚六文
に通用被　仰付候事
右ハ是まで其位當を得ざるを以て動もすれバ奸商共異邦
へ輸出いたし候儀も有之依之速に海内へ布告被　仰付候
事

三月

○

横濱ドルの相場五七日来又少しく上りる方あり一ドル
に付四十四匁八分五厘より四十五匁
銭相場日々下落近日に至て最も甚し今日天保銭金一両に
付十〆九百三十二文　文久銭ハ十四〆二百文

○髪切の怪談

新聞社友元来奇怪の説を信ぜず然れども左の奇事を目撃

せりといふ人の有るに任せて附録し以て博学君子の定論を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所にて一人髪を切られたる者有り夜半の頃寝所より起きて厠に往しに何物とも知らぬ真黒なる物突然と来りて頭に突當ると覚ゆるや否や卒倒して人事を知らぬ此物音に驚きて人々集り介抱せしかば頓て正体に成たり然るに髪は落ちて二三間も離れたる地上に在り其真黒なる物は猫の如くにして黒き事恰も天鵞絨の如くなりしとぞ

総督よりの御達書写

軍艦の儀度々相違候通一事不挙候へバ恭順の道も悉く瓦解に可及時機にて御處置振一結局の　奏聞も不被為調次第に候勿論兵艦銃器ハ必兵力を以て　天朝へ不相迫実効を表し候訳に候処軍艦奉行榎本和泉主家を思ふ至情感心の事に候間願意相貫き候様御尽力可被成降候就ては直様四艦ハ其侭被下候に付其餘四艦急速　朝廷へ可差上様大総督宮御沙汰候条此段相達候事

四月

東海道先鋒　總督　印

副将　印

田安中納言殿

○

石川河内守

佐久間鍇五郎

右の者當分市中取締の儀申付候間嚴重に忠勵可有之旨
大總督宮ゟ沙汰候條相達候事

四月

東海道鎭撫總督府

田安中納言殿

○重板論　　唐通居士

夫人智識を開き風俗を勵まんの道ハ學問を盛にするより
善きハなし而して再び其源を推バ全く新書籍の著述にあ
り是を以て世界中文明の邦くにハ極めて著述のことを
重んじ之を鼓舞せんが為に主として其重板を禁ずるなり
蓋し重板の禁なれバ新書出賣の利悉く著者に帰すべし而
して官より著者を褒賞する所以并に著者の益多く著述し
て國恩に報ずる所以皆此中に存するなり
居士嘗て西籍を訳して褒功院説を著せり近日校正し
て西洋雑誌巻四に載すべし

我邦に於ても旧来重板の禁甚だ厳なりしが近頃其法破れしと見えて重板の事なるよし第十二号に報告なり予おもへらく此事果して実ならば世道に関はる事鮮からん今より以後新着の利尽く姦商に帰し著述者の損失殊に甚しく業を破り産を失ふは勿論假令世を憂へ国を思ふの志深き者なりとも微力にして損失の補をなし事能はざる時は著述を企つる事叶はざるに至らん是ぞ実に智識を開き風俗を励まんの本意に非るなり方今百度一新し一夫も其所を得ざる者なきの　聖世に在て只此一事頗る闕典に属せるに似たり最以て憐むべく歎ずべき事なれば我公私の為に一應これを論弁せざるを得ず

戊辰四月

○

東久世前少将此度中将に昇進せらる

四月廿日神奈川奉行水野若狭守同並依田伊勢守　朝命と君命とを奉じ役々應接済の上横濱港を東久世殿と肥前侍従とに引渡し翌廿一日帰府に組頭調役亦これに従て江戸に帰る定役以下小吏は其侭同処にて召仕せらるゝ筈に決せり但し其内勤を辞して江戸に来りし者もあり

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の摸様に依りては江戸へも海路より官軍来るべしといふ

會津は国内の士民に布告して曰此度の　勅諚は全く　天子の真意より出づるにてはなく薩長の意に成たる者なり若し実に罪ありて　御門の譴責を蒙るならば　此前に於て切服し其罪を謝すべしと雖も実に然らざる事明白なり故に死を以て国に殉し飽まで敵と戦ふべしと

日本に於て大名の此の如き事を家来に觸れ示し事は屢なり是れ人心を激動固結せしむるの策なり曽て　先将軍の長州を伐ちし時長州にても右の如き趣を布告して　王命に抗したり

會津の国論は一定せしや否や之を知る事能はず若し會津の国論分裂して因循をなさば南方諸侯大に力を得るなるべし

英国の軍船追々横濱を発して五月十五日即ち日本四月廿三日までに大坂港へ集るべしと布告せられたり依て軍艦ロドネイも今日オセアーンも明日此地を発しサラミスも續きてバークス君を載せて此港を発すべし

オセアーンは鉄張の蒸気フリゲートにして四千トン

積一千馬力にして大砲廿四位の大軍船あり
但し此度の命令ハ平穏の事なり是れ英国使節として上京し朝廷へ拝礼を行ふが為なるべし
オルハンと名くる蒸気船一艘京都へ賣れたり價洋銀五萬ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅にて拂済ミたり

成澤甚平 訳

○

越後よりの書状に外国人新潟より會津に往きし趣を申越したり傳習の為なるや外の用事なるやハ未詳らかならん

中外新聞追々盛に行はれ候に付尚来る閏四月より大抵一ケ月に十冊づつ出板いたし候べく候

何にても珍しき新聞或ハ訳文を送り呉られ候人へハ製本を呈し尚又相當の謝儀差出し可申事

新聞中へ植込呉候様頼込有之候ハヾ一行に付金一朱の出銀にて書き加へ可申事

但し其事柄の取捨ハ撰者の意に任せ可申候間此段兼て御断り申置候事

此小本中外新聞ハ遠国へ送り候為め合巻にいたし賣出し候事

中外新聞に洩るゝ異聞を集め社中にて外編を撰び近日発兌いたし候べく候事

右の外中外新聞別板無之候万一偽板等有之候はゞ慥なる證拠を以て御知らせ可被下候はゞ厚く謝儀差出可申事

四月

中外新聞第十八号　慶應四年四月廿七日

横濱在留外国人の書状抄訳

新潟より報告ありし北方諸藩の様子を聊か聞く事を得たり即ち左の如し

北方諸侯は　勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領地に入る事を許さず

溝口侯の兵五百人許京都に発向を北兵之溝口侯に逼りて何故に南黨に属するや若し北党の先鋒に加はらざるに於ては城地を奪ひ取るべき由手強き掛合ありしかば溝口よ

り莫大の償金を出して和を乞ひける由
北都の兵も越後の高田に到り是より信州に趣くべき由の
知らせなり
吾等の思ふ所もそれ北方諸侯の勢益強大となり遂に進て
京洛の地を争ふに至るべし

○東山道総督府より諸藩へ御達の写

大政御一新の折柄未だ　御政事向不行届を幸として無頼の悪徒共愚民を欺き徒党を結び恐多くも　官軍の内命或は薩長より申付られ候抔と偽り唱へ無辜の富家へ押入り強談難問を申掛加之放火いたし日々乱妨相募り生民全く塗炭に陥り候段総督府においても深く御憂慮被為遊一日も難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へ被　仰付候間各藩申合夫々持場を定め人数差出し置賊徒の乱妨を防き悪徒を召捕諸藩脱走人或は無宿者に至てハ速に其藩に於て死刑に處すべく候尤百姓たりと雖も徒党に頭立候向ハ平日の行状正邪を糺し夫々可致處置候元来無頼の悪徒共徒党を結び蜂起いたし候儀にはハ大義條理を以て鎮定し候儀一朝一夕に不可行者に候間　勅命の旨申達し兵威を以て鎮撫可仕候但し年貢諸運上総て御収納向の儀ハ

近々は確定の上は沙汰可有之候間それ迄の所只管鎮撫民政ニ心を用ひ萬民其業ニ安し候様精々可致尽力旨更ニ仰出され候右此段相達候也

辰四月

東山道総督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平 述

江戸ハ元来日本国中諸大名輻湊の地なりし所時勢一変し今ハ復昔の如くあらん且遠からざる内ニ外国人も居留を

る事ニ成るべけれハ後年の盛衰ハ姑く差置き眼前此侭ニても立ち行き難き姿なり然れども先つ急ニ改革の良法を行はざる可らんば扨其改革の趣意ハ第一江戸中の智恵と力とを集むるを肝要とす これを集むるの法を総代會議の法と設くるニなり今試ニ其法を論せバ先江戸市中を廿組程ニ分ち各組の中ニて地面持をもの相集り入札の法ニて誠實才能なる者二人を撰ミ是を組中の総代として奉行所ニ差出すべし左すれバ奉行所ニハ江戸中組〻より出る総代人凡そ四五十人も集まるべけれバ一大席を設けて集會せしむべし是れ即ち総代會議所なり次ニ會議の法をもて奉行

の存意ありても惣代人の中より申出しある事ありても又ハ市中の者よりも申立る事ありても一應必ず奉行の手より惣代會議に渡して其評議に掛け一統承知の趣評決連印の上に非ざれバ之を市中に施し行ふべからず且何事によらず會議ありて可然と評決せバ先例なき事ありても之を行ふべし又然るべからずと評決せバたとへ旧来の仕来りと雖も直に之を廃止すべし是ハ其要領なり猶惣体の心得方を言へバ抑此惣代ハ江戸中より撰ミ出されたる賢人なれバ即ち江戸中の智恵をしぼり出したる者なるが故に銘々ても篤と其理合を合點し假初にても一己の私心を挾まず一図に江戸中

一統の為を思ひ假令バ同船して風波の難に逢ひたる時の如く相和し相助けて何事なりとも取纏め成就せしむるを主とすべし且夫ハ江戸中廣しと雖も細かに吟味すれバ誰ぞの地に非ざるハなし又地面の主たる者己れが地面を大切に思ハざるハなし今地面を大切に思ふ心を以て惣代を撰み出し其總代打寄て評議决着せバ自然に江戸中を大切に思ふ心を生ずるに至るべし是ハ実に惣代會議の妙處にして殆ど筆舌にも尽し難き真味なり方今交易商會蒸気用法製鉄局紙幣法其他總して江戸市中を富すべき良法極めて多しと雖とも先つ右江戸中を大切に思ふ心を一纏めにして後

に非ざれバ手を附け難し故に我先づ會議法の大略を述べて
以て其端を発すと云

追加本文総代に撰まるゝ者ハ人才を第一とし地面を持ざる者にても苦しからず勤役ハ凡四五年を限りとして交代すべし且勤役中ハ相應の格式と俸金とを与ふべし尤俸金ハ総地主中より之を出すべし猶論ずべき事多くありと雖も且録に暇あらず市中有志の諸賢尚其詳を問んと欲せバ板元によりて我家に来り訪ふべし

○
佛蘭西在留の友人より書翰を得たり彼地見聞の事を記し且公子民部大輔殿の止旅館の図をも寄贈す故にまづ此図を刊行す

○
西洋医家必用の薬品ヂキタリス、ヒヨスサルヒヤ、カミルレマヨラン亜麻アルセム、メリッサの類追々傳来し當今に至りては外船を待ずして其用足しこうらん其他花草菜蔬等も次第に舶来多し吾去冬仏蘭西より帰帆の時も亦種々草木の種子根塊を携へ来る其内にサフラン、コルレクム、アルタ

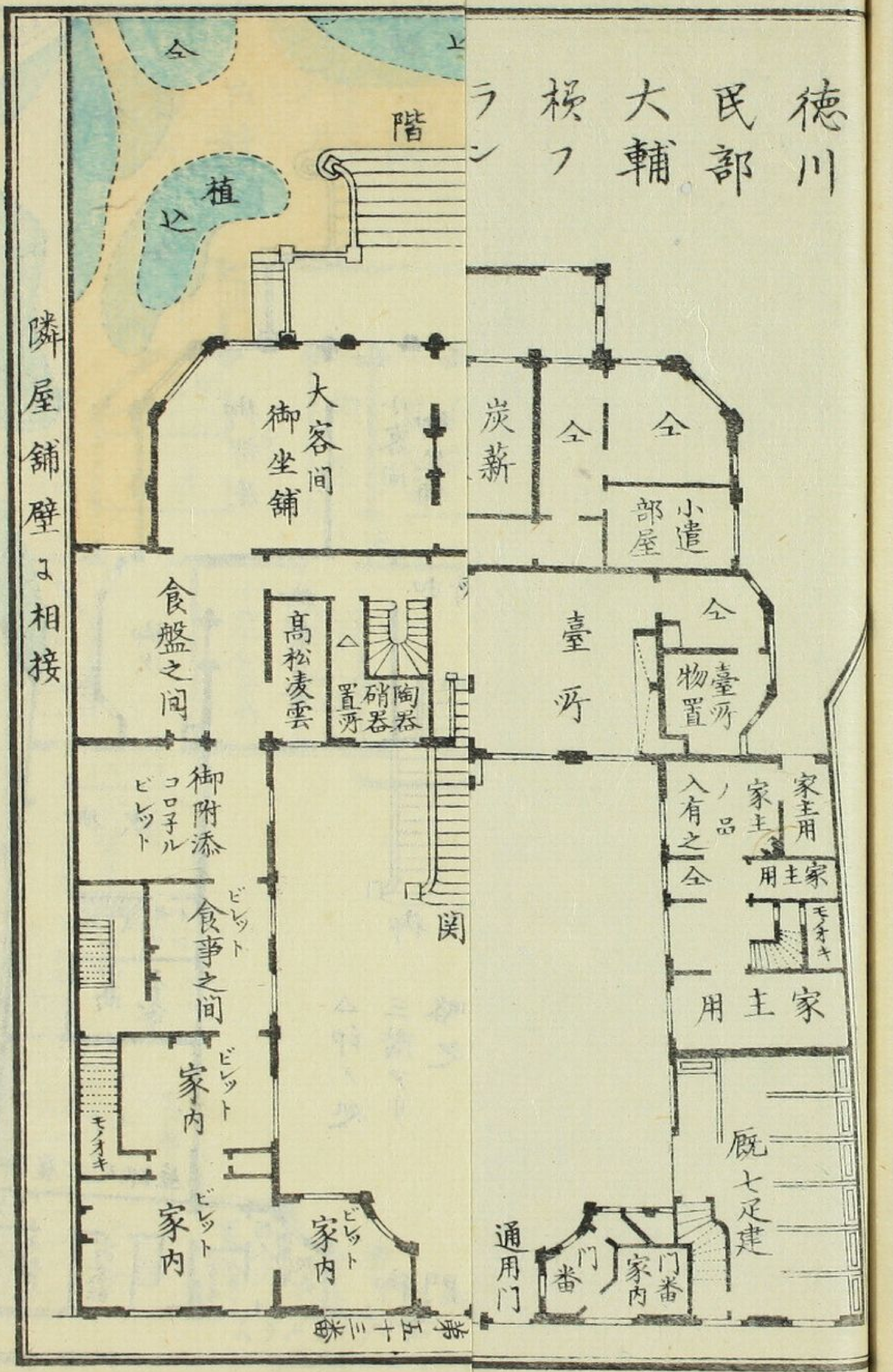

アセーアユイン、イリスフロレンテイナ、ラヘシデル、カルミイ等なり此等次第に繁殖せしも後来一個の国益とも成るべし又苹菓も方今は許多の菓を結ぶに至まり此物世間に流布するに至らば亦一種の物産を増補すといふべし

苹菓ハ和産なし西洋名アップル俗称オホリンゴと云ふ林檎の属にして実大に且甜美なり

砂糖ハ只甘蔗より製するのみならず西洋まてハ菾菜の根よりも採り又楓の樹よりも之を採るいはゆる棒砂糖と云者ハ皆菾菜より製しける者なり

田中芳男 記

徳川民部大輔 フランス國パリ旅館の圖

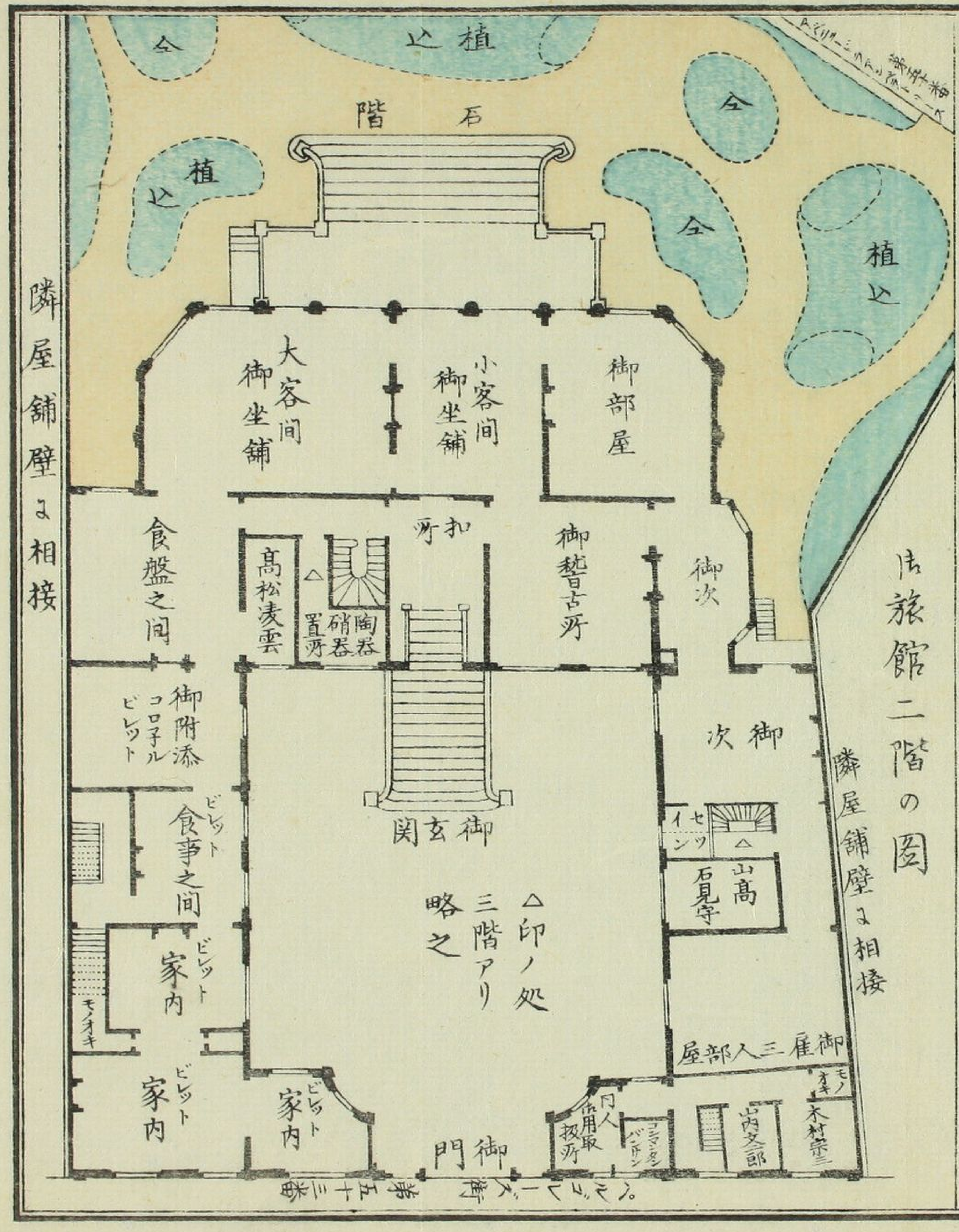

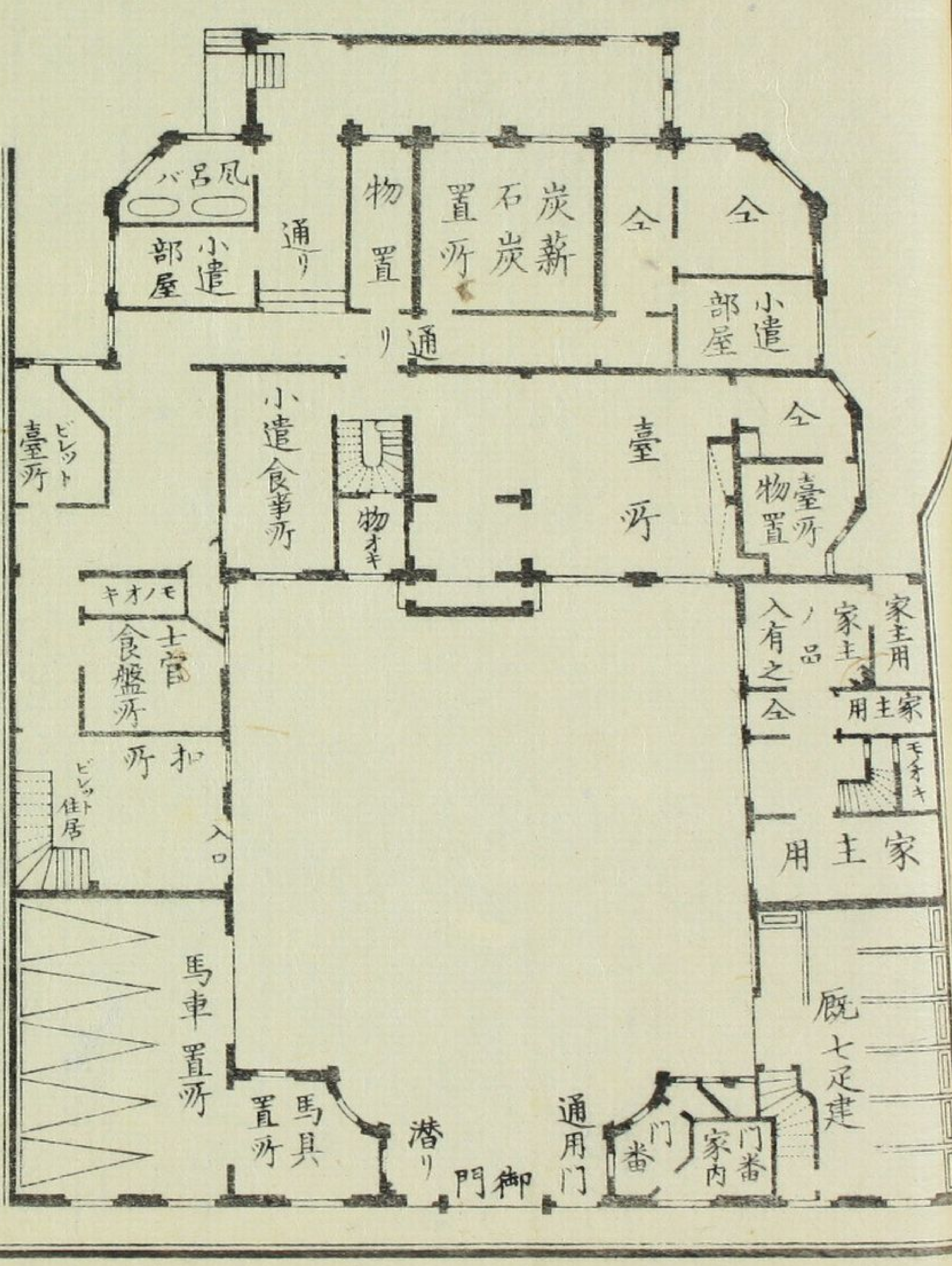

砂糖は只甘蔗より製…
よりも採り又楓の樹よりも之を採ることある捧砂糖と云
者は皆菾菜より製しある者あり

田中芳男 記

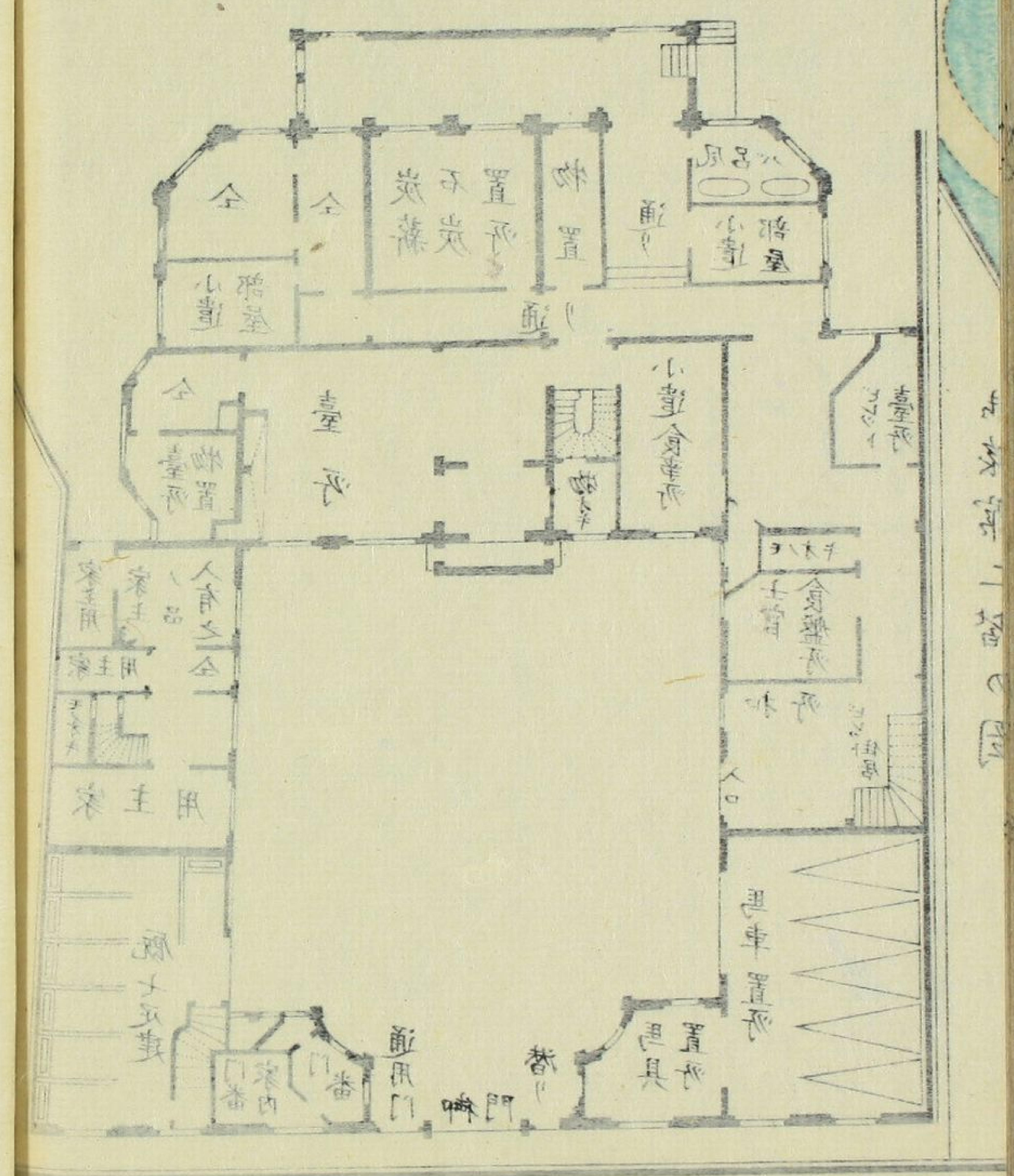

中外新聞第十九号　慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の訳

今月廿一日東久世中将横濱港を受取りに成より運上所の役人半分は江戸へ帰り半は留まり居る事と成し故にたまり差支も無かれども通詞一人も居合せず差當り色々差支の様子に見えたり

八九日前勝安房守江戸より来り英人と應接なり其事柄を知らず

今日サラミス船弥此地を出帆し兵庫へ往くべし英国公使

パークス君此船に乗て京都に到り　天子に謁して事を議せるが為なり

江戸及び近在此有様にて戦争もなく穏に引渡し相成ならば各国公使弥新政府を日本全国の領主と認め諸事共に相談いたし助力をなすべし然れども北方諸侯にても何人にても先将軍の為に兵を起し南方諸侯と戦ふ者ありて日本に尚大君なる事明かなる間は各国公使矢張是までの通局外中立の法を守り決して手出しを成さざるべし

兵庫よりの書翰に大坂兵庫共に万事誠に平穏なり帯刀の者も多く居留を然れども外国人へ対してはいさゝかも叮嚀なる事にて更に心配の事なし是を以て考れば新政府の役人は餘程開けたると見えたり前の政府の家臣には此の如き人は甚だ稀になりしのみ

日本商人は臆病にて代呂物の仕込をなさん事甚少し故に当地の交易甚微々として寂寞なり恰も野陣の光景に似て更に交易場の景色にならんと云へり

横濱今時輸出貨物の直段左の如し

生糸前橋極上の品十六貫匁に付八百六十ドルより九百ドル次ぎ八百ドルより八百四十ドル並は六百四十ドルより七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル近色ゝ不同甲州極上品より並まで六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次も六百四十ドル位並も四百五十ドルより五百五十ドル

茶極上ゝ品十六貫匁に付三十四ドルより三十六ドル最上三十一ドルより三十三ドル其次色ゝ不同並の最下直ある所まで十六ドル位

烟草一番ロ十六〆目に付十四ドル二番も十ドルより十二ドル三番も七ドルより九ドル

蠟十六〆目に付十六ドルより十七ドル

人参五十斤に付一ドル半より四ドル二分まで

菜種十六〆目に付三ドル九分より四ドル

菜種油十六〆目に付八ドル九分より十ドル

樟脳十六〆目に付廿二ドルより四十四匁一分まで

輸入物價も又次号に訳出すべし

○日本民口の多少を論ず

是ハ横濱在留洋客某の説なり偶其手記の稿本を得て之を抄す

青眼外史　訳

西洋の地学書に日本の民口を総計する説いづれも同じからず或ハ一千万有餘と云ひ或ハ一千五百万或ハ二千五百万或ハ四五千万といふ然るに我日本に来り住する事既に数年日本人に遇ひて屢これを質問するに一人も慥に其答をなす者なし然れバ諸書に言ふ所ハ固り傳聞の侭に記したる者なるが故にかく大なる差ひあるなり併しながら日本の国風何事も隠秘して実事を外国人に告げざる習ハしあるが故に民口の真數も隠して知らせざるにやと思ひて種々探索せしが全く民口の慥なる數ハ政府の役人さへも知らざる事と見えたり左もあれバ人別改めの法の粗なる故に

民口の數正しく知り難きなるらん欧羅巴洲就中文明開化の邦に於ても殊更民口の數を改むるに其規則ありて本洲を離れたる藩属の地方までも明細に調ぶる事ありて夫故年々人民増殖の数も慥に相分る事衆人の知る所の如し日本にても往古ハ　王朝にて国々の人別を細かに改められし事あり古史を按ずるに往々全国の戸口を吟味し其内より兵士を取りし事明かなり紀元六百八十九年に天下の民口を計り男子の四分一を兵丁に充つる由を記し又九百八十八年にハ全国の人夫八十八万三千二百廿八人ありし由を記せり却て今日に至りて民口の多少詳ならず然れども吾が

考ふる所にてハ四五千万といふハ固より誇大の談なるべく大抵一千五六百万といふ者其実を得たるに近かるべし其證據を言はゞ吾が英吉利の大さと日本并に四国九州と合せたる大さと其里方積を比較すれバ大抵日本ハ英国の一倍になりたる英国ハ戸口の稠密なる事殆欧羅巴の冠たり且国土よく開けて不毛の地なし而して人口二千七百万有餘なり若し日本の人烟稠密なる事英国と均しからしめバ五千万を過ぐと云ふも適當なるべし然るに吾日本の周圍を航行し港々の様子を一覧し富士山を初め諸山に登りて山麓の地を望み見しに不毛未墾の地甚だ多し英国にてハ倫敦を離るゝ事數十里の僻邑と雖も民戸ハ尚櫛比せり日本ハ江戸だに距る事僅に五七里にして既に廣漠の野有りて僅に星散の人家を見るのみ是によりて推考すれバ全国の人口吾が英国より少きハもとよりの事にて假令多くも二千万に過ぎざるべし且又六七年来生糸の輸出盛んにして日本産物中の随一なり然るに年々直段高く成り行くのみにて出高ハ一向増る事なし其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前などにていづれも不毛の地多き国なり勿論日本人ハ例の亜細亜風にて旧来の仕来りのみを守り新に土地を開き産物を殖す事などを好まぬ風俗なれども現在莫大の利益ある

る生糸さへも仕入をする者の少きを以て考ふれバ是亦思ひの外民口の少き一證ならん歟

中外新聞第二十号　　慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オヽフルランドメイルと名くる新聞紙の訳

今般政度一新を計りて　御門を古昔の　帝王の権に復し将軍の政権を止むるの大改革追々捗取るべき様子に見ゆ嚮に　勅諚の趣を　前将軍慶喜公へ達せられしに其事首尾よく奉命ありて　公自ら鎮静の為に尽力少なからず且今月十二日江戸を発し其父君の住居せられたる水戸といふ地へ退隠したり其情実憐む可し扨江戸城ハ即日　勅

使へ引渡しに成り當港の事務も亦官軍へ引渡しに成りたり即ち此神奈川港を受取りに来りし新ミニストルは東久世中将并に肥前侍従なり但し肥前侯も九州の大名東久世は元来公家にして少将の官なりしが此度當地出張に付て中将に昇進せしと云ふ

會津は日本中第一の強藩なり只地形の嶮岨なるのみならず其人飽くまで強勇にして死を怖れず南方の諸侯必ず之を伐さんと欲せば數万の人を損じ數月の久きを經て成功を期し難かるべし如かじ たゝかひを休めて和平を謀るに

會津侯は恭順を尽して 勅使を迎へ歎願して日近畿に於ける発砲は全く士卒の過失なり併しながら 朝廷に對し奉りし儀にてこれ更に無之ことより叛逆などく云ふ事少しも覚られなき旨明白に申披き有りしかバ 勅使も大に見込違ひにて帰洛なりしと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本に於て 御門と云ふ称号は偏に人の畏服するものと見えたり且国人の信仰するや恰も神佛の如くなり現在幼年の 君を擁してさへ天下に命令を下すの勢なり此 君に動かざる威權を与へ其扶助をなし国内の為に静謐一致をなさるは我等に於ても望ましき事なり嘗て日本

の隣国なる支那ニ於ても此の如き處分成功を奏せり日本
旧来の如く只一人のみ利を専らにして天下と利を共にせ
ざる仕法を我英国の如き貿易を好む国民の甘ぜざる所な
り

渡部一郎 訳

○四月廿九日御觸書

上様水戸表へ被為入御謹慎被遊候ニ付御跡を慕ひ御機嫌
伺等ニ罷越候者も有之哉ニ相聞え候事情尤の儀ニ候へ
共御法を侵し罷越候てハ御謹慎中却て御為めニも不相成
候間心得違ひの者無之様精々申諭万一押て罷越候者これ
有るニ於てハ急度相違し候品も可有之候条兼て可被申渡
置候事

四月

○

朝廷へ左の四艦献貢相済

富士山 翔鶴 観光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟠龍 千代田を其侭被下之

○四月廿六日林玖十郎御使として京都へ出立今月十日
頃ニ帰着なるべき由
右御用の趣ハ寛典御振合を 大総督府より京都へ御伺ニ

相成ル由

○横濱別段新報の訳

此節日本国中の騒乱ニ乗し當港在留の或る外国人サンドウィス島の砂糖竹植附を渡世と致しル者と約定し日本人三百餘人を三ヶ年の年期ニて雇ひ切り砂糖竹植附刈込等ニ使役する為彼地へ差送れり

或云給銀一ヶ月五ドルづゝニて期限五年なりと

期限給銀等ハ同じからずと雖もいわゆる黒奴賣買の所業ニ等しき事ニて此の如き所業ハ萬国の法例ニ戻り且無辜の日本人狡黠の外国人ニ欺かれ利益ハ悉く彼ニ奪われ憐むべし日本人ハ酷熱の気候と辛労煩苦ニ堪へずして疾病ニ罹るのみならず万一如何様惨酷の所置ニ逢ふとも訴ふ可き處なく空しく死すとも期限中ハ故郷へ帰るの路なく不祭の鬼となるニ至らん嘆惜すべきの甚しきニならずや方今日本全国平穏ならバ政府ニても此の如き事を處置するの暇あるまじし然れども国乱稍治まりなバ政府ニて能く此事件を糺し之ニ関係せし者ニ相當の罰を加へ後来の患害を防ぐべきなり然らずんば民人の災害のみならず日本の大恥辱なるべし

サンドウィス島近来夭死の者多く民口年ゝ減少ル故ニ是ま

で支那人を雇ひ使役せしが支那人も炎暑と虐使とに苦し
み彼地へ往く事を好まず夫故に此度日本人を雇ふ事を試
みるなるべし
黒奴賣買の事も既に禁止となり其後英国政府と支那政府
と條約なりて支那人を年期を定めて外国へ送りし事なれ
ども是亦禁止に成なり

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮発并に當山諸向は警衛に付赤心の条々
宮様にも感浅からず以来恐多くも尊体當局へは委任被遊
候段は沙汰の趣覚王院より相違候間此段及廻達候

別紙

昨日大総督宮様より岩井左エ门に為召今日登　城の処
参謀正親町へは逢有之北陸道總督両卿當山へ轉軍の儀に
付昨日覚王院を以て右は両卿へ仰入且彰義隊長より申
上候趣逐一　大總督宮へ言上の処　は门主様思召の次第
覚王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知は感不斜思
召候に付右轉陣の儀之は見合に成候段は口達の事

四月廿四日

○喩言一則　　唐通居士

なる男二人の妻を持ちたり一人は年たけ一人は若かりけ

りその若き女は辺の鬢鬚に白き毛の交るこそ似合まし
からね願くは白きを抜きて黒き毛ばかりを留めおかなむや
と言ひければ男抜かせたり扨年ふりける女のもとに往
きけるに女の言ひけるは妾かく年老いては辺の如く若き
夫を持たらんは世に男の無きやうにて人のなさけなもう
しろめたし同くは黒きを抜きて白きを留めんといふ男せ
んかたなくて又ぬかせにけりかく彼方にてはぬかれ此方
にてぬかれ果は髪鬚ともに無うてぞ有けるその如く君
子たらん者両人の機嫌を取らんとて己が心定まらざれば
終に其身に禍を得ること昔も今も其たぐひ少からず心を

くべき事にこそ

○題しらず　中島信敬

ほとゝぎすを忍が岡の忍び音をおのが五月に早くしてしが

うづきついたちの日　目賀田守蔭

立かへる代はもこの春を更に又葵かざしん月も来にけり

千年功業夢中夢　小中村清矩 紀藩

そのかみの根ざしも深き葵草露を袖にと思ひかけきや

失題　廣沢安任 會藩

欲㆘因㆓大義㆒挙㆗綱維㆖、一決此心何又疑、休㆘逐㆓末流㆒煩㆗口舌㆖、至誠自有㆓貫㆒天時、

日光は門主様今月十日頃は出立にては上京あるべき由相聞えしに付上野山下辺の市民は延期(えんき)を嘆願(たんがん)する者夥(かひさ)し

中外新聞第二十号終